# 多面的機能支払事業
# 活動計画書
# 事前確認のポイント

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

# 1. 事業計画

事業計画の市町村長への提出にあたっては、多面的機能支払交付金実施要領様式第１－１号の認定申請書を作成し、これに様式第１－２号を添付します。

事業計画（多面的機能支払交付金実施要領様式第１－２号）の内容は、次頁のとおりです。

※様式第１－１号・１－２号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式になります。

本様式に様式第１－２号を添付し提出して下さい。

（様式第１－１号）
【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

①宛先が、『市町村長』宛となっているか。

②日付の並びが、「規約」の制定年月日 ⇒「活動計画書」の申請年月日 ⇒「事業計画書」の年月日の順となっているか。（同日でも可）

○年○月○日

市町村 長　殿

③組織名称が、『活動計画書』1枚目、『規約』表題・第1条、『構成員一覧』表題、『実施区域位置図』の表題と整合しているか。

○○地域資源保全会

④代表者氏名が、『構成員一覧』の代表欄と整合しているか。

多面　太郎

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第１項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

１　事業計画

２　農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

■　１号事業（多面的機能支払交付金）

□　２号事業（中山間地域等直接支払交付金）

□　３号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

多面的機能支払交付金にのみ取り組む場合の記載例です。

３　その他

□　都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第５条第１項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請に必要な上記１から３までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。

□　※に該当するため、書類の添付を省略する。

（様式第１－２号）
【活動組織から市町村に提出するもの】

②日付の並びが、「規約」の制定年月日 ⇒「活動計画書」の申請年月日 ⇒「事業計画書」の年月日の順となっているか。（同日でも可）

農林水産省様式

多面的機能発揮促進事業に関する計画

これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に応じて追記等してください。中山間地域等直接支払交付金など、他の事業にも併せて取り組む場合は、必要事項を書き加えます。

○年○月○日
○○地域資源保全会

③組織名称が、『活動計画書』1枚目、『規約』表題・第1条、『構成員一覧』表題、『実施区域位置図』の表題と整合しているか。

１　多面的機能発揮促進事業の目標

１．現況

（例）本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用用排水路を適切に保全管理することが必要である。

市町村と相談し、地域の特色を踏まえて記載してください。

２．目標

（例）１を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

活動内容を踏まえて記載してください。

２　多面的機能発揮促進事業の内容

（１）多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

①　種類（実施するものに○を付すこと。）

活動内容に合わせて記載してください。

| | | |
|---|---|---|
| １号事業（多面的機能支払交付金） | | |
| | ○ | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第３条第３項第１号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。）（農地維持支払交付金） |
| | ○ | 法第３条第３項第１号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。）（資源向上支払交付金） |
| | ２号事業（中山間地域等直接支払交付金） | |
| | ３号事業（環境保全型農業直接支払交付金） | |
| | ４号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業） | |

②　実施区域

（例）農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（以下「活動計画書」という。）「（別添１）実施区域位置図」のとおり。

（２）活動の内容等

①　１号事業

１）事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

（例）　活動計画書「Ⅰ．地区の概要」の「１．活動期間」及び「２．実施区域内の農用地、施設」並びに「（別添１）実施区域位置図」のとおり。

活動内容に合わせて記載してください。

２）活動の内容

（例）　イ　イの活動

活動計画書「３．活動の計画」の「（１）農地維持支払」に記載のとおり。

ロ　ロの活動

活動計画書「３．活動の計画」の「（２）資源向上支払（共同）」及び「（３）資源向上支払（長寿命化）」に記載のとおり。

３　多面的機能発揮促進事業の実施期間

（例）活動計画書「Ⅰ．地区の概要」の「１．活動期間」のとおり。

４　農業者団体等の構成員に係る事項

（例）「（別添２）構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記６－１活動組織規約」の「（別紙）構成員一覧」に代えることもできる。

# 2. 活動計画書

多面的機能支払交付金の対象となる活動は、活動計画に基づき実施されます。

活動計画は、都道府県が策定する「要綱基本方針」に基づき作成する必要があります。

※「要綱基本方針」とは、国が示す活動指針を基礎として都道府県が策定する、多面的機能支払交付金の対象となる活動の項目を区分して整理した方針です。

※活動計画書の様式第１－３号のⅠ．地区の概要（共通）は、多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金と共通様式です。多面的機能支払交付金の活動計画については、Ⅱ．１号事業の別紙１を使用します。

## 様式の経過措置等について（令和３年度改正の実施要領附則３）

- 令和２年度までに事業計画の認定を受けた対象組織は、従来の活動計画書の様式をそのまま使ってもかまいません。

（様式第１－３号）
【活動組織から市町村に提出するもの】

②日付の並びが、「規約」の制定年月日 ⇒「活動計画書」の申請年月日 ⇒「事業計画書」の年月日の順となっているか。（同日でも可）

農林水産省様式
○年○月○日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
（多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書）

③組織名称が、『活動計画書』1枚目、『規約』表題・第1条、『構成員一覧』表題、『実施区域位置図』の表題と整合しているか。

| | |
|---|---|
| （ふりがな） | （あいうえおかつどうそしき） |
| 組織名 | ○○地域資源保全会 |
| （ふりがな） | （ためん　たろう） |
| 代表者氏名 | 多面　太郎 |
| （ふりがな） | （まるけんさんかくしまるちょう） |
| 所在地 | ○○県△△市○町○-○-○ |

④代表者氏名が、『構成員一覧』の代表欄と整合しているか。また所在地が、協定農用地の所在地全体を表した表現となっているか。

Ⅰ．地区の概要（共通）

多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の活動計画書などで使用する共通様式です。

＜活動の計画＞

| | | |
|---|---|---|
| ■ | Ⅱ．　１号事業（多面的機能支払） | 別紙１ |
| □ | Ⅲ．　２号事業（中山間地域等直接支払） | 別紙 |
| □ | Ⅳ．　３号事業（環境保全型農業直接支払） | 別紙 |
| □ | Ⅴ．　その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書 | 別紙 |

（注）該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

＜施行注意＞

提出の際に（　）内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

# Ⅰ．地区の概要

## （1）活動期間

活動の実施期間を設定します。

活動期間は、原則として５年間とします。

資源向上支払交付金（長寿命化）については、対象施設の補修や更新等の目的が達成可能な年数に短縮することもできます。

⑤「農地維持支払」、「資源向上支払（共同）」、「資源向上支払（長寿命化）」に期間が記載されているか。（原則5年）

１．活動期間

| | 活動開始年度 | 活動終了年度 | 交付金の交付年数 | 計画変更年度 | 計画 |
|---|---|---|---|---|---|
| 農地維持支払 | 令和6年度 | 令和10年度 | 5 年 | ○年度 | ○年度 |
| 資源向上支払（共同） | 令和6年度 | 令和10年度 | 5 年 | ○年度 | ○年度 |
| 資源向上支払（長寿命化） | 令和6年度 | 令和10年度 | 5 年 | ○年度 | ○年度 |
| 中山間地域等直接支払 | ○年度 | ○年度 | 年 | ○年度 | ○年度 |
| 環境保全型農業直接支払 | ○年度 | ○年度 | 年 | | |

計画変更を行った場合は変更した年度を記入して下さい。

交付金の交付を受けずに活動を行う場合は、いずれの欄も記入しないで下さい。

## （2）実施区域内の農用地、施設

実施区域内の農用地、施設とは、事業計画に位置づけて活動を実施する農用地（認定農用地※）及び水路等の施設のことです。

※　認定農用地・・・活動組織が共同活動を実施する農用地
　　対象農用地・・・交付金の算定の対象となる農用地

公共用施設は、市町村等の施設管理者が管理を行っているため、原則として共同活動の対象にはなりません。保全管理対象施設に位置づけてよいかどうかは市町村に確認してください。

⑥認定農用地面積が、別紙『面積一覧表』と整合しているか。（単位：a、小数点以下切り捨て、1a＝100㎡）

２．実施区域内の農用地、施設

| 協定農用地面積又は認定農用地面積※１ | | 田 | 畑 | 草地 | 採草放牧地 | 計 | うち遊休農地面積 | 年当たり交付金額上限 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 多面支払 | 4,600a | 900a | | | 5,500 a | 25 a | 10,375,980円 |
| | 中山間直払 | a | a | a | a | a | a | 円 |
| | | 傾斜 | 傾斜 | 傾斜 | 傾斜 | | | |
| 取組面積 | 環境直払※２ | | | | | | a | 円 |

⑦「認定農用地面積」の計の欄が正しく計算されているか。（田＋畑＋草地＝計）

・遊休農地の一部を解消した場合は、数値を変更の上、届出を行います。
・遊休農地については、活動計画書に位置付けた活動を行い、活動期間内に耕作可能な状態とする必要があります。

※１　多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。
※２　環境直払に取り組む場合は、Ⅳの４の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

| 農業用施設（多面支払） | 水路 | 農道 | ため池 |
|---|---|---|---|
| | 8.2 km | 7.5 km | 5　箇所 |
| うち、資源向上支払（長寿命化）の対象施設 | 0.3 km | 1.5 km | 3　箇所 |

※　延長は、小数点以下第１位まで記入する。

・認定農用地の区域内において、共同活動による保全管理活動等を実施する施設量を記入します。
・下段欄には、上段の数量の内数として資源向上活動（長寿命化）を実施する対象施設の量を記入します。
・農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（共同）を活用して資源向上活動（長寿命化）を行う場合も「うち、施設の長寿命化の対象施設」欄に記入します。

⑧「（長寿命化）の対象施設」欄の数字が、別紙1のⅡの（3）資源向上支払（長寿命化）と内容が整合しているか。

# （別紙１）多面的機能支払に係る活動計画書（１号事業様式）

## Ⅱ．１号事業（多面的機能支払）

### （1）交付金額

農地維持支払交付金、資源向上支払交付金のそれぞれの対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて、年当たり交付金額を算出します。

平成３０年度・令和元年度・令和3年度に拡充された加算措置を受けようとする場合は、別途「４．加算措置」の様式を使用し、加算措置分を算出して整理します。

（別紙1）

多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式）

Ⅱ．　１号事業（多面的機能支払）

対象組織が広域活動組織の場合は○　⇒

各支払の中で複数の交付単価が適用される場合には、それぞれ行を追加して記入します。

１．交付金額　※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。

（１）農地維持支払

| 地目 | 対象農用地面積 | 交付単価 | 年当たり交付金額 |
|---|---|---|---|
| 田 | 4,600 a | 3,000 円/10a | 1,380,000円 |
| 畑 | 900a | 2,000 円/10a | 180,000円 |
| 草地 | | 円/10a | 円 |
| 合計 | 5,500a | | 1,560,000円 |

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積　25 a

（２）資源向上支払（共同）

| 地目 | 対象農用地面積 | 交付単価 | 年当たり交付金額 |
|---|---|---|---|
| 田 | 4,575a | 1,800 円/10a | 823,500円 |
| 畑 | 925a | 1,080 円/10a | 99,900円 |
| 草地 | | 円/10a | 円 |
| 合計 | 5,500a | | 923,400円 |

①交付金額が、「農地維持支払」、「資源向上支払(共同)」、「資源向上支払（長寿命化）」それぞれ算定されているか。（該当交付金について算定）

②「対象農用地面積」が、別紙『面積一覧表』の合計面積と一致しているか。（単位はaとなっているか、小数点以下切り捨て、1a = 100㎡）

③「交付単価」が、別紙一覧の単価となっているか。（注：0.75単価、5/6単価）

④計算結果が、正しいか。（「面積×単価÷10＝交付金額」・「合計」）

（３）資源向上支払（長寿命化）

| 地目 | 対象農用地面積 | 交付単価 | 年当たり交付上限額 |
|---|---|---|---|
| 田 | 4,575a | 4,400 円/10a | 2,013,000円 |
| 畑 | 925a | 2,000 円/10a | 185,000円 |
| 草地 | | 円/10a | 円 |
| 合計 | 5,500a | | 2,198,000円 |

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください。

広域活動組織の規模を満たさない場合、長寿命化の交付上限は、保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額と交付単価に対象農用地面積を乗じた額の小さい額となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は○　⇒　○

集落数×200万円　6,000,000円

資源向上支払（長寿命化）は、交付上限額を記入します。この交付上限額以内で施設の長寿命化のための活動に必要な金額により交付申請を行うものとします。

加算措置は別途「4．加算措置」の様式に整理します。

## （2）組織の広域化・体制強化の計画

~~広域活動組織の設立又は活動組織の特定非営利活動法人化（NPO法人化）のための支援を受けようとする場合は、その実施予定年度を記入します。~~　（令和５年度で廃止）

~~2．組織の広域化・体制強化の計画　（計画がない場合、この項目への記入は不要です）~~

| | 広域活動組織の設立 | 特定非営利活動法人化 |
|---|---|---|
| 実施予定年度 | 令和　5　年度 | 令和　9　年度 |

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に関与する法人のことです。

~~組織の広域化・体制強化に対する支援を受ける場合は、「4. 加算措置」の様式を記入して下さい。~~

この欄は、市町村担当者と相談及び確認の上、組織の情報を記入して下さい。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数　3集落

農業地域類型　□都市的地域　□平地農業地域　○中間農業地域　□山間農業地域

地域振興立法の適用　□特定農山村　□振興山村　○過疎　□半島　□離島　□沖縄　□奄美群島　□小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払　10a　資源向上支払（共同）　資源向上支払（長寿命化）

①「集落数」、「農業地類型」が、正しく記載されているか。また、「地域振興立法8法」に該当する場合、○されているか。

②農振農用地区域外の対象農用地面積に面積 を入力している場合、事前協議がなされているか。また、交付対象とする白地面積が面積一覧等で確認できるか。

※交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の算定の対象とする区域（対象農用地）内に、都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地が含まれる場合には、対象農用地面積を記載します。

都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地の例

- 生産緑地法第３条第１項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地
- 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
- 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内の農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

## （３）活動の計画

### （1）農地維持支払

農地維持支払のうち地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定」と「研修」、「実践活動」で構成されます。

これらの活動については、活動に該当する全ての項目を実施します。ただし、対象となる施設が存在しない活動項目は除きます。

３．活動の計画

（１）農地維持支払

毎年度全ての活動項目を実施します。（研修、異常気象時の対応を除きます）

※実施する月に〇を記入してください。

| 活動区分 | | 活動項目 | 毎年度の実施時期 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 点検・計画策定 | | 1　点検 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | | 2　年度活動計画の策定 | ○ | | | | | | | | | | | |
| 研修 | | 3　事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修 | 事務・組織運営等に関する研修・・・令和６年度に受講予定<br>機械の安全使用に関する研修　・・・令和７年度に受講予定<br>（活動期間内に各１回以上受講） | | | | | | | | | | | |
| 実践活動 | 農用地 | 4　遊休農地発生防止のための保全管理 | | | | | | | | | | | | |
| | | 5　畦畔・法面・防風林の草刈り | | | ○ | ○ | | | | | | | | |
| | | 6　鳥獣害防護柵等の保守管理 | 点検結果に応じて実施時期を決定 | | | | | | | | | | | |
| | 水路 | 7　水路の草刈り | | | ○ | ○ | | | | | | | | |
| | | 8　水路の泥上げ | ○ | | | | | | | | | | | |
| | | 9　水路附帯施設の保守管理 | 点検結果に応じて実施時期を決定 | | | | | | | | | | | |
| | 農道 | 10　農道の草刈り | | | | ○ | ○ | | | | | | | |
| | | 11　農道側溝の泥上げ | 点検結果に応じて実施時期を決定 | | | | | | | | | | | |
| | | 12　路面の維持 | 点検結果に応じて実施時期を決定 | | | | | | | | | | | |
| | ため池 | 13　ため池の草刈り | | | ○ | ○ | | | | | | | | |
| | | 14　ため池の泥上げ | 点検結果に応じて実施時期を決定 | | | | | | | | | | | |
| | | 15　ため池附帯施設の保守管理 | 点検結果に応じて実施時期を決定 | | | | | | | | | | | |
| | 共通 | 16　異常気象時の対応 | 洪水、台風、地震等の発生後 | | | | | | | | | | | |
| 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 | | | | | | | | | ○ | | | ○ | | |

全ての対象組織で、活動期間内に1回以上実施する必要があります。

③「実施区域内の農用地、施設」に記載された施設、及び必要な項目に実施時期が〇されているか。（研修の実施年度が記載されているか。）

④「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の実施時期（表中）に〇されているか。

５年間で実施する予定の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の項目を複数選択する場合などは、実施時期に「〇」を記入してください。

農地維持支払交付金の交付を受けずに資源向上活動に取り組む場合は、「点検」、「年度活動計画の策定」、「実践活動」、「研修」のうち活動の対象となる施設の項目について記入してください。

「６鳥獣害防護柵等の保守管理」「９水路附帯施設の保守管理」「15ため池附帯施設の保守管理」等に係る対象施設がない場合は“対象施設なし”あるいは“－”と記載

## 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保全管理するための目標を定めます。（構造変化に対応した保全管理目標）

目標に基づき、地域ぐるみで取り組む保全管理の内容及びそれを推進していくための活動を定めます。（地域資源の適切な保全管理のための推進活動）

それらの取組の適切な実施や確実な効果発現を図るため、活動の達成状況等を市町村により点検・評価するとともに、活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保全管理構想※」をとりまとめる必要があります。

農業経営基盤強化促進法第19条第１項に定める地域計画において、別記１－４の第４の２に定める地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれる場合は、地域資源保全管理構想を作成したとみなすことができます。（令和５年度改正）

**※地域資源保全管理構想とは。**

**「地域資源保全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたってどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、今後の課題や取り組むべき活動・方策について、活動期間中に構想としてとりまとめるものです。**

**地域資源の適切な保全活動のための推進活動について、様式中の各項目についてあてはまるものを選択して「○」を記入します（複数選択可）**

**④「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の1）～4）にそれぞれ1項目以上○がされているか。適正な選択となっているか。**

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、１）～４）を記入してください。

１）保全管理の目標を①～⑥から選んでください。（複数選択可）

| | | | |
|---|---|---|---|
| ○ | ①中心経営体との役割分担による保全管理 | | ④集落間連携や広域的活動による保全管理 |
| | ②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理 | ○ | ⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理 |
| | ③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理 | | ⑥その他 |

２）今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ○ | ①農地の利用集積に伴う管理作業 | | ④共同利用施設の保全管理 |
| ○ | ②高齢農家の農用地に係る管理作業 | | ⑤その他 |
| ○ | ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業 | | |

３）２）で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ○ | ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化 | ○ | ⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築 |
| ○ | ②入り作等の近隣の担い手との協力 | | ⑥集落間の連携や広域的な活動 |
| ○ | ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり | | ⑦その他 |
| | ④新たな保全管理の担い手の確保 | | |

**番号は活動項目番号表に示す一連の番号になっています。**

４）２）で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する取組を17～23から1項目以上選んでください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ○ | 17．入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催 | | 21．地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 |
| | 18．農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 | | 22．有識者等による研修会、検討会の開催 |
| ○ | 19．不在村地主との連絡体制の整備、調整等 | | 23．その他 |
| | 20．集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催 | | |

**本推進活動については、農地維持支払交付金の交付を受けて農地維持活動に取り組む場合には必ず実施します。**

## （２）資源向上支払

### ①地域資源の質的向上を図る共同活動

地域資源の質的向上を図る共同活動は、「１）施設の軽微な補修」、「２）農村環境保全活動」、「３）多面的機能の増進を図る活動」の３つで構成されます。

- 「１）施設の軽微な補修」の活動は、事業計画に位置づけた施設に該当するすべての項目を実施する必要があります。（点検や機能診断の結果、実施する必要性がない実践活動については、この限りでありません。）
- 「２）農村環境保全活動」の活動は、都道府県が策定する要綱基本方針に定められたテーマについて１つ以上を選択し、テーマに該当する活動を毎年度１つ以上実施します（「活動の手引き（概要版）」P.17に５つのテーマと活動項目、活動項目番号、取組の内容が示されています）。
- 「３）多面的機能の増進を図る活動」への取組は任意とし、取り組まない場合の交付単価は、基本単価に5/6を乗じた額になります。

（２）資源向上支払（共同）

**※実施する月に○を記入してください。**

１）施設の軽微な補修　　★実施する月に○を記入してください。

| 活動区分 | | 活動項目 | 毎年度の実施時期 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 施設の軽微な補修 | 計画策定 機能診断・ | 24　農用地の機能診断 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | | 25　水路の機能診断 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | | 26　農道の機能診断 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | | 27　ため池の機能診断 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | | 28　年度活動計画の策定 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 研修 | 29　機能診断・補修技術等に関する研修 | 令和６年度に受講予定（活動期間内に１回以上受講） | | | | | | | | | | | |
| | 実践活動 | 30　農用地の軽微な補修等 | 機能診断結果に応じて実施時期を決定 | | | | | | | | | | | |
| | | 31　水路の軽微な補修等 | 機能診断結果に応じて実施時期を決定 | | | | | | | | | | | |
| | | 32　農道の軽微な補修等 | 機能診断結果に応じて実施時期を決定 | | | | | | | | | | | |
| | | 33　ため池の軽微な補修等 | 機能診断結果に応じて実施時期を決定 | | | | | | | | | | | |
| 農村環境保全活動 | 計画策定 | 34　生物多様性保全計画の策定 | | ○ | | | | | | | | | | |
| | | 35　水質保全計画、農地保全計画の策定 | | ○ | | | | | | | | | | |
| | | 36　景観形成計画、生活環境保全計画の策定 | | ○ | | | | | | | | | | |
| | | 37　水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定 | | | | | | | | | | | | |
| | | 38　資源循環計画の策定 | | | | | | | | | | | | |

**機能診断の結果に応じて、必要な活動を毎年度実施します。**

①「施設の軽微な補修」について、「実施区域内の農用地、施設」に記載された施設及び必要な活動項目の実施時期に○されているか。（研修の実施年度が記載されているか。）

②「農村環境保全活動」の各活動項目について、取組の選択や、実施時期に○されているか。

**１テーマ以上の取組を行うこととし、その実施時期を「○」で示します。**

２）農村環境保全活動　　★実施する月に○を記入してください。

| 活動区分 | | 活動項目 | 毎年度の実施時期 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 4月 | 5月 | | | | | | | | | | |
| 農村環境保全活動 | 実践活動 | 39 生物の生息状況の把握（生態系保全） | | | | | | | | | | | | |
| | | 42 水質モニタリングの実施・記録管理（水質保全） | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | 啓発・普及 | 51　啓発・普及活動 | | | | | | | | ○ | | | | |

**選択したテーマに基づき行う実践活動については活動項目番号表からあてはまる「活動項目番号」と「活動項目」を選択し記入します。**
**※エクセル様式ではプルダウンで取組を選択して入力します。**

**行が足りない場合は追加してください。**

3）多面的機能の増進を図る活動　（任意の取組）　★実施する月に○

「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合は、資源向上支払（共同）の単価は基本単価の5/6になります。

| 活動区分 | 活動項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 多面的機能の増進を図る活動 | 52　遊休農地の有効活用 | | | | | | | | | | | | | |
| | 55　防災・減災力の強化 | | | | | | | | | | | | | |
| | 56　農村環境保全活動の幅広い展開 | | | ○ | | | | | | | | | | |
| | 57　やすらぎ・福祉及び教育機能の活用 | | | ○ | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | 60　広報活動・農的関係人口の拡大 | | | | | | | | | | | | | |

活動項目番号表からあてはまる「活動項目番号」と「活動項目」を選択し記入します。※エクセル様式ではプルダウンで活動項目を選択して入力します。

③「多面的機能の増進を図る活動」（任意）に取り組む場合、取組の選択や実施時期に○されているか。また、広報活動の実施時期に○されているか。（広報活動は例外あり。）

行が足りない場合は追加してください。

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で
さい。
　ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間
須ではありません。

※増進を図る活動を実施する場合は、取組内容を選択した上で、広報活動・農的関係人口の拡大を毎年度実施してください。ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または、「山間農業地域」、地域振興立法８法地域に該当する場合は、実施を必ずしも求めるものではありません。

56．農村環境保全活動の幅広い展開　を選択した場合、以下の太枠内も記入してください。

56．を選択した場合に選択す　○　農村環境保全活動を１テーマ追加　「高度な保全活動の実

農村環境保全活動のテー　水田貯留・地下水かん養　高度な保全活動の活動項目

↑「生態系保全」「水質保全」「景観形成・生活環境保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択

「56．農村環境保全の幅広い展開」を選んだ場合は、様式の説明に従って必要な内容を記入します。

59．都道府県、市町　してください。

※エクセル様式ではプルダウンで内容を選択して入力します。

## （3）施設の長寿命化のための活動

施設の長寿命化のための活動は、機能診断結果に基づき、地域で施設の状況等を勘案した上で、必要な活動に計画的に取り組みます。

<u>工事１件当たり200万円以上となることが明らかな場合、都道府県の要綱基本方針に基づき、様式第１－４号「長寿命化整備計画書」を作成します。</u>

※　農地維持支払又は資源向上支払（共同）の交付金を活用して行う施設の長寿命化のための活動について

活動計画書に定めた農地維持活動及び資源向上活動（共同）を適切に実施することを前提とし、農地維持支払又は資源向上支払（共同）の交付金を活用して施設の長寿命化のための活動を実施することができます。この場合、以下に留意して下さい。

- 活動計画書に施設の長寿命化のための活動を位置付ける。
- 費用の支出の有無に関わらず、実施した全ての活動について活動記録に記載する。

③農道の場合、道路法上の道路（1、2級及びその他市町村道）として認定されていないか確認。

（3）資源向上支払（長寿命化）

②工事1件当たり税込み200万円未満か。

工事１件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第１－４号「長寿命化整備計画書」添付してください。なお、１つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを１件として考えます。

※延

P.4のⅠの2「実施区域内の農用地、施設」の値の内数です。数字は小数点以下2桁まで記入します。

「活動の手引き（概要版）」P.17からあてはまる「活動項目番号」と「活動項目」を選択し記入します。

| 施設区分 | 活動項目 | 内容 | 延べ数量（単位はkmか箇所を選択） | 年度計画 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水路 | 61　水路の補修 | 水路○○－○の老朽化部分の目地補修を行う | 0.03　km | ○ | ○ | | | |
| 水路 | 62　水路の更新等 | 土水路からコンクリート水路への更新 | 0.24　km | ○ | ○ | ○ | | |
| 農道 | 63　農道の補修 | 農道○○-○の路肩及び法面の補修 | 1.54　km | | ○ | ○ | | |
| ため池 | 66　ため池（附帯施設）の更新等 | ゲートの更新を行う | 3.00　箇所 | ○ | ○ | ○ | | |

実施予定年度に「○」を記入します。この計画に基づき活動を実施します。

①「実施区域内の農用地、施設」に記載された「長寿命化の対象施設」が全て記載されているか。直営施工の実施方針について○されているか。

行が足りない場合は追加してください。

☆直営施工の実施方針について　全て直営施工　○　一部直営施工　直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の多面的機能の
記載してください。（別紙でも可。

※直営施工とは、活動組織が自ら施設の補修等を全て又は一部実施することです。該当するものに「○」を記入します。

工事１件あたり税込み200万円以上となる場合、該当する工事については「長寿命化整備計画」の作成が必要です。

（様式第１－４号）
【活動組織から市町村に提出するもの】

○年○月○日

組織名：　○○地域資源保全会

## 長寿命化整備計画書

＜留意事項＞
活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、工事１件あたり200万円以上となることが明らかな活動について、下記に記載してください。
なお、１つの活動を分けて実施する場合は、それぞれを１件として考え、１件ずつ記載してください。
また、概算事業費の根拠となる資料（積算根拠や見積書）を整理してください。

延長はkm単位で小数点以下2桁まで記入します。

（１）　施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

| 番号 | 施設名 | 設置年度 | 改修年度 | 施設の概要 | 機能診断結果（劣化状況等） | 長寿命化対策の内容 | 数量 | 実施年度 | 工事１件あたりの概算事業費 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ○○用水路 | 不明 | - | 土水路<br>幅○○mm | 水路法面の崩壊や土砂の堆積により通水機能が喪失。清掃や泥上げなどの日常管理が困難である。 | コンクリート水路として更新する。 | 0.10km | 令和４年度 | 280万円 | |
| 2 | ○○用水路 | 昭和41年 | 昭和60年 | コンクリート水路<br>幅○○mm | ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊があり、水路の一部区間が破損している。 | シーリング材等を塗布してひび割れを被覆する。 | 0.02km | 令和４年度 | 230万円 | |
| 3 | ○○揚水機 | 昭50年代 | - | ゲート<br>幅　○○mm<br>高さ ○○mm | 経年変化による戸当たり金物の腐食及び水密ゴムの劣化がみられる。 | 補修材及び塗料を塗布。<br>水密ゴムを交換。 | １箇所 | 令和５年度 | 210万円 | |

②工事1件当たり200万円以上の場合、協議済みの「長寿命化整備計画書」が添付されているか。

※　改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。
※　延長は小数点以下第２位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

（２）　施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。

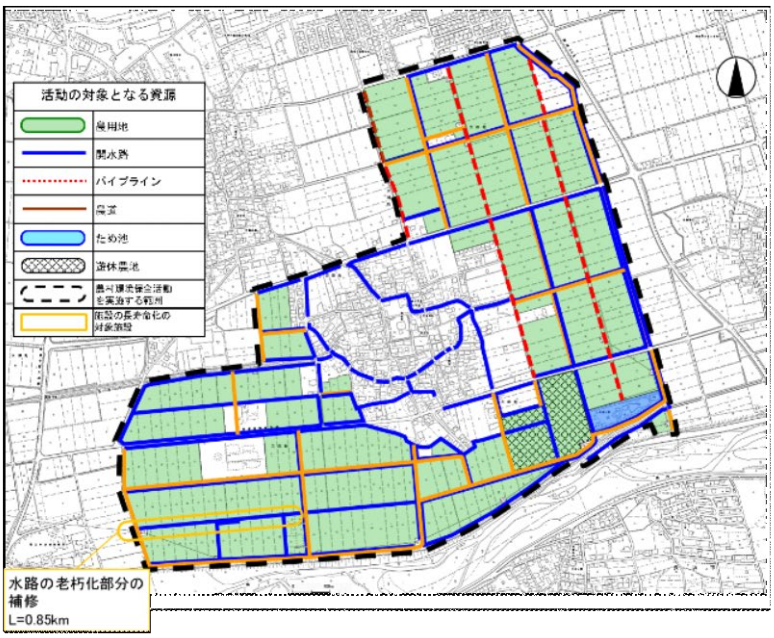


（２）資源向上支払（共同）の多面的機能の更なる増進に

・これは加算措置の「多面的機能の増進に向けた活動への支援」に取り組む場合の記入例です。取り組む加算措置に応じて様式を記入して活動計画書に添付してください。
・加算措置に取り組まない場合は様式の提出は不要です。

適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の活動項目数

| 地目 | 対象農用地面積 | 交付単価 | 年当たり交付金額 |
|---|---|---|---|
| 田 | 900a | 400　円/10a | 36,000円 |
| 畑 | 190a | 240　円/10a | 4,560円 |
| 草地 | a | 40　円/10a | 円 |
| 合計 | 1,090a | | 40,560円 |

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置の交付単価も同様に減額する。

★ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援の適用条件

○活動を継続する活動組織又は広域活動組織
　本事業計画の活動項目数
　　＞前年度又は変更前の活動項目数

○新規の活動組織又は広域活動組織
　本事業計画の活動項目数　２つ以上

加算措置の適用条件を確認して様式に必要事項を記入してください。

①加算措置に取り組む場合、別紙1の4．加算措置に必要な内容を記載し添付しているか。
（取り組まない場合、添付不要。）

## 長寿命化にかかる工事１件の考え方と長寿命化整備計画書作成の必要性

### 長寿命化整備計画書の作成が不要な場合

**パターン①　異なる路線別に補修工事を一括で発注（450万円）**

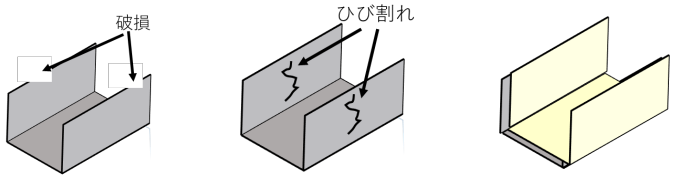


A.水路破損部
補修工事
(150万円)

B.水路ひび割れ
補修工事
(110万円)

C.フリューム
交換
(190万円)

*【工事1件の考え方】*
A,B,Cそれぞれ工事1件としてカウントする。

*【長寿命化整備計画書の作成】*
A,B,Cとも作成不要。

**パターン②　同一路線で連続していない箇所の補修工事を一括で発注（220万円）**

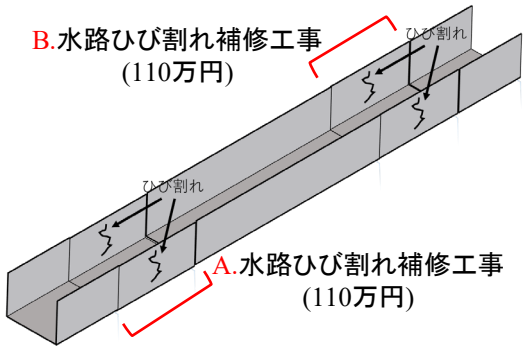


*【工事1件の考え方】*
工事箇所の間隔が離れていれば、別工事とする。よってA,Bそれぞれ工事1件としてカウントする。

*【長寿命化整備計画書の作成】*
A,Bとも作成不要。

### 長寿命化整備計画書の作成が必要な場合

**※　原則200万円以上の工事は、他事業で実施すること**

**パターン③　同一路線で水路の補修工事を年度ごとに分割して発注（760万円）**

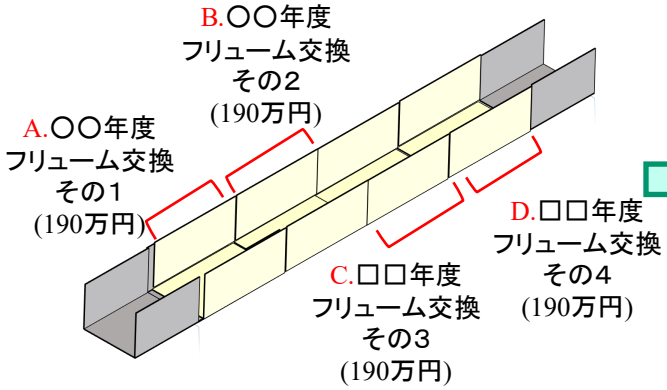


*【工事1件の考え方】*
連続しているA,B,C,Dは、4つまとめて工事1件（A+B+C+D）としてカウントする。

*【長寿命化整備計画書の作成】*
上記の考え方から作成が必要。
ただし、1件当たり2百万円以上の工事を実施したい場合は、まずは他事業による実施を検討すること。

・イメージ図は、水路の補修工事の場合。あくまでイメージであり、必ずこれによるものではありません。

## 実施区域位置図

活動範囲が判別可能な図面に、活動の対象となる全ての農用地及び農業用用排水路、農道等の施設を図示します。また、「Ⅰの２ 実施区域内の農用地、施設」の欄に遊休農地が位置づけられている場合は、この範囲を図示し面積を記入します。

①『活動計画書（様式第１－３号）２ページ目』に記載されている施設（「農用地」「水路」「農道」「ため池」）と、図面表示が整合しているか。（色分けしてあればOK）
②『活動計画書（様式第１－３号）２ページ目』の「遊休農地面積」がある場合、図面に遊休農地の“位置”“面積”の表示があるか。
③「施設の長寿命化の対象施設」「農村環境保全活動の実施範囲」が、図示されているか。
④凡例が添付してあるか。

（別添１）

**実施区域位置図**

・活動範囲の判別が可能な図面を添付します。（詳細な図示は必要ありません）
・図面は複数枚になっても構いません。対象農用地や対象施設が隠れないように旗揚げをして下さい。

■ １号事業（多面支払）　□ ２号事業（中山間直払）　□ ３号事業（環境直払）　○○地域資源保全会

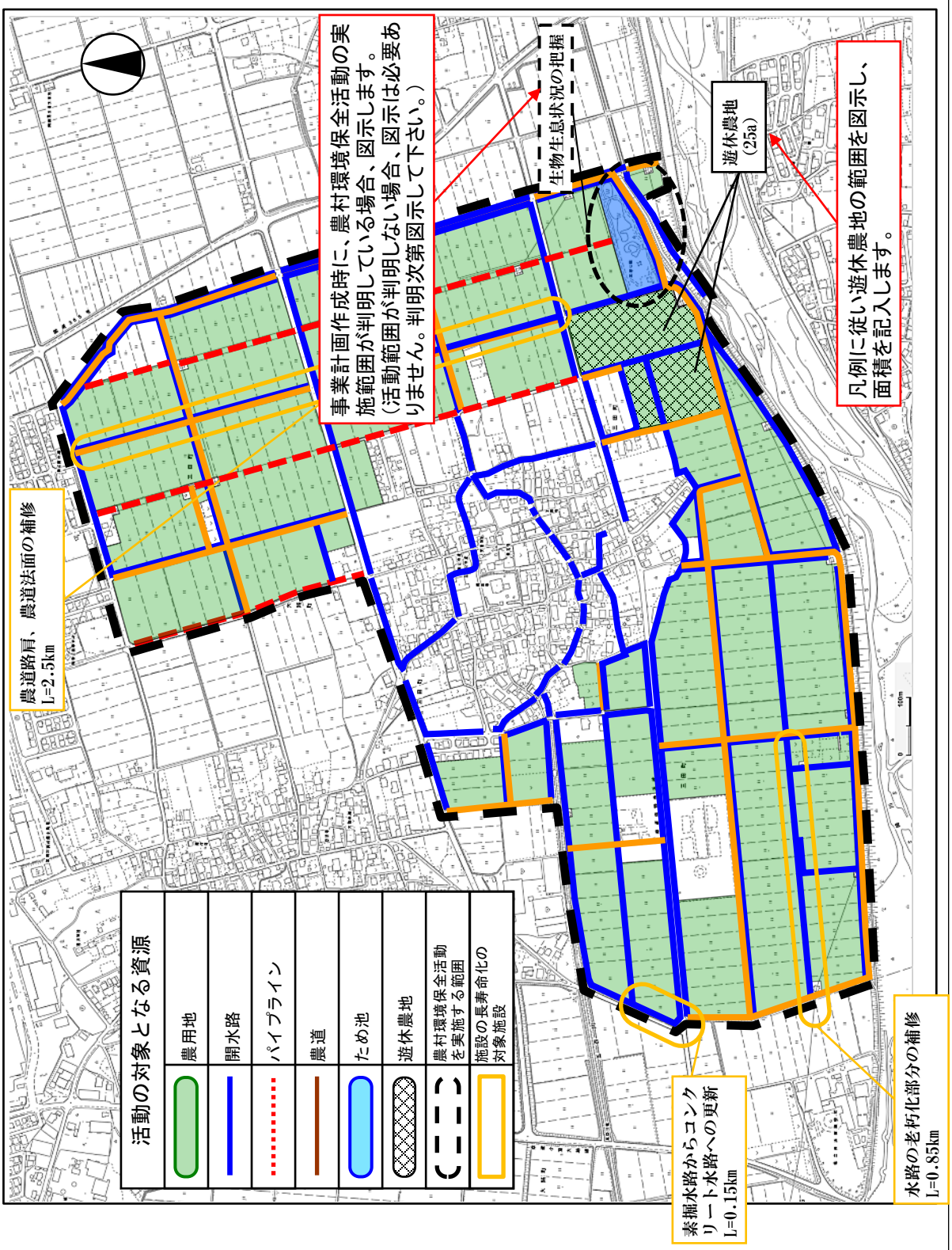

# 3. 規約

## (1)規約の作成

活動の目的、構成員、議決方法など組織運営の基本となる事柄を確認するため、規約を定めます。

## (2)規約の内容について

規約の内容は、以下の様式のとおりです。（多面的機能支払交付金実施要領別記６－１）

（別記６－１）

このページは規約の記載例です。
必要に応じて追記等して下さい。

〇〇地域資源保全会 規約

①必要な条文が全て記載されているか。

総会で本規約が制定された日付を記入します。

〇〇年〇月〇日制定
〇〇年〇月〇日最終改正

第１章　総則

（名称）
第１条　この活動組織は、〇〇地域資源保全会（以下「活動組織」という。）という。

（事務所）
第２条　活動組織は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇△△に置く。

資源向上活動を実施する場合のみ記載します。

（目的）

②「（目的）」が、別紙『活動計画書』の“活動内容”と整合しているか。

第３条　活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、〇〇市〇〇に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全 並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

資源向上活動（共同）を実施する場合のみ記載します。

資源向上活動（長寿命化）を実施する場合のみ記載します。

第２章　構成員等

（構成員）
第４条　活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議して下さい。

第３章　役員等

（役員の定数及び選任）
第５条　活動組織に、代表1名、副代表〇名、書記〇名、会計〇名、監査役〇名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする。
2　代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。
3　代表は、この活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。
4　副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
5　書記は、活動組織の活動の事務等を行う。
6　会計は、責任者として事業の会計を行う。
7　監査役は、責任者として会計の監査を行う。

（役員の任期）
第６条　役員の任期は、○年とする。
２　補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第４章　総会

（総会の開催）
第７条　通常総会は、毎年度1回以上開催する。
２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
一　構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
二　監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
三　その他代表が必要と認めたとき。
３　前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
４　総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

実施する活動内容に応じて選択して記載します。

（総会の権能）　③「（総会の権能）」が、別紙『活動計画書』の“活動内容”と整合しているか。
第８条　総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
一　農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
二　資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
三　農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）の収支決算に関すること。
四　資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の収支決算に関すること。
五　活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
六　その他活動組織の運営に関する重要な事項。

これまで資源向上支払（長寿命化）を実施する場合で、農地維持支払及び資源向上支払（共同）との経理を区分しない場合は、三及び四を区分せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること」と記載するようにしていましたが、令和元年度からの金銭出納簿では、農地維持支払・資源向上（共同）と資源向上（長寿命化）双方の交付金の収支が1つの様式で把握できるようになったため、規約の変更は必須ではなくなりました。

（総会の議決方法等）　⑤第9条の総会の議決方法が適切か。
第９条　総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。
２　総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
３　総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
５　総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

総会の議決方法は、上記第9条第3項に示す方法もしくは以下に示す方法のいずれかを選択して下さい。
３　総会の議事は、第10条に規定するものを除き、各集落の構成員それぞれ1票により集落としての議決を行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ1票により行い、過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（特別議決事項）
第10条　次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
一　活動組織規約の変更
二　活動組織の解散
三　構成員の除名
四　役員の解任

## 第５章　事務、会計及び監査

（書類及び帳簿の備付け）
第11条　活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
一　活動組織規約
二　役員等の氏名及び住所を記載した書面
三　収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
四　その他代表が必要と認めた書類

（書類の保存）
第12条　活動組織は、前条各号に掲げる書類を交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保存することとする。

（事業及び会計年度）
第13条　活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月１日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（資金）　④「（資金）」が、別紙『活動計画書』の“活動内容”と整合しているか。
第14条　活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の会計と区分して経理する。
一　農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）
二　資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）
三　その他の収入

交付を受ける交付金の内容に応じて記載します。

これまで資源向上支払（長寿命化）を実施する場合で、農地維持支払及び資源向上支払（共同）との経理を区分しない場合は、一及び二を区分せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること」と記載するようにしていましたが、令和元年度からの金銭出納簿では、農地維持支払・資源向上（共同）と資源向上（長寿命化）双方の交付金の収支が1つの様式で把握できるようになったため、規約の変更は必須ではなくなりました。

（事務経費支弁の方法等）
第15条　活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

（活動計画の作成）
第16条　活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。なお、計画の作成に当たっては、活動時の安全（作業前の危険箇所の確認・共有など）について考慮し作成するものとする。

（資金の支出）
第17条　資金の支出者は、代表とする。

（資金の流用）
第18条　資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

（金銭出納の明確化）
第19条　出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

（金銭の収納）
第20条　金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。
2　金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

（領収証の徴収）
第21条　金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。
2　金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

資源向上活動により、施設の更新又は新たに設置を行う場合は、以下の第22条の規定を追加してください。
（財産の管理）
第22条　資源向上活動により更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

（物品の管理）
第22条　活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

（決算及び監査）
第23条　活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。
2　監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

活動にかかる日当単価、草刈機や軽トラック等資機材の賃借料、研修旅費等のほか、外部委託する場合の契約方法（見積徴集や契約単価等）について、細則に規定し、総会で議決してください。

## 第６章　活動組織規約の変更

（規約の変更）
第24条　この規約を変更した場合は、市町村長に報告をしなければならない。

## 第７章　雑則

（細則）
第25条　多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附　則
1　この規約は、令和○○年○月○日から施行する。
2　活動組織の設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、令和○○年○月○日までとする。
3　活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第16条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

附　則
1　この規約は、令和○○年○月○日から施行する。

設立総会の開催等により、活動組織に参加することについて、構成員の了解を得て下さい。

（規約別紙）

令和○年○月○日

①記載例の注意事項等が守られているか。

# ○○地域資源保全会構成員一覧

以下３．の構成員は、○○地域資源保全会へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記１．２．のとおり定めます。

## １．代表

| 役職名 | 氏名 | 住所 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 代表 | 多面　太郎 | ○○県△△市○町○-○-○ | |

## ２．役員

| 役職名 | 氏名 | 住所 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 副代表 | 多面　花子 | ○○県△ | ○○集落 |
| 会計 | 多面　次郎 | ○○県△ | ○○自治会 |
| ― | ・・・・・・・ | ○○○ | |

活動組織の事務所を設置している場合は事務所の所在地を、事務所がない場合は代表者の住所を記載します。

「役職名」欄には活動組織における役職名を記載します。

所属する集落や団体名を記載します。

## ３．構成員

★分類欄は「分類番号リスト」より番号を選択してください。

★団体の場合は代表者名を記入してください。

（１）　○○集落

①　農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又

| 分類 | 氏名 | 住所 | 備考（団体名等） |
|---|---|---|---|
| １．農業者個人 | 多面　太郎 | ○○県△△市○町○-○-○ | ○○集落代表 |
| ２．農事組合法人 | 多面　次郎 | ○○県△△市○町○○ | |
| ― | ・・・・・・・ | ○○○ | |

役員が団体に所属する場合は、役員の備考欄に3の（2）と同じ団体名を記載します。

②　農業者以外の個人

| 分類 | 氏名 | 住所 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 5．農業者以外個人 | 多面　A子 | ○○県△△市○町○○ | |
| ― | ・・・・・・・ | ○○○ | |

（２）農業者以外の団体　（代表者名のみ記載

・「氏名」欄には、団体の代表者氏名及び団体における役職名を記載します。

| 分類 | 氏名 | 住所 | 備考（団体名等） |
|---|---|---|---|
| ６．自治会 | 副会長　多面　三郎 | ○○県△△市○町○○ | ○○自治会 |
| ７．女性会 | 会長　多面　D美 | ○○県△△ | |
| ― | ・・・・・・・ | ○○○ | |

「分類」欄には右図の分類番号リストから番号と分類名を記載します（手書きの場合は、分類名は省略が可能です）。

分類番号リスト

| 農業者 | | | | 農業者以外 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 個人として参加 | 団体として参加 | | | 個人として参加 | 団体として参加 | | | | | | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 農業者個人 | 農事組合法人 | 営農組合 | その他の農業者団体 | 農業者以外個人 | 自治会 | 女性会 | 子供会 | 土地改良区 | JA | 学校・PTA | NPO | その他の農業者以外団体 |